

御注意
「30」から「32」までの各欄には、連結親法人のうち、当期末における資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)について記載します。

署受付印		年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	連結申告 連結グループ整理番号 連結事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 通信日付印 年月日 貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帳簿額に関する契約書等の写し、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	連結申告	一連番号			
納税地		税務署長殿		連結親法人整理番号										
		電話() -		期末現在の資本の金額又は出資金額	円									
(フリガナ)				同非区分	同族会社	非同族の同族会社	非同族会社							
連結親法人名				経理責任者自署押印				(印)						
(フリガナ)				旧納税地及び旧法人名等										
代表者自署押印				添付書類										
代表者住所														

平成□□年□□月□□日

別表付要否○否○

平成□□年□□月□□日

連結事業年度分の申告書

(連結中間申告の平成年月日)
(場合の計算期間平成年月日)

税理士法第30条の書面提出有○税理士法第33条の2の書面提出有○

連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「47の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額(45)	16	十億 百万 千 円
法人税額(36)又は(37)	2			連結中間納付額(14)-(13)	17	
法人税額の特別控除額(別表六の二(三)「12」+別表六の三(四)「19」+別表六の四(二)「20」+別表六の五(三)「21」+別表六の六(四)「22」+別表六の七(五)「23」+別表六の八(六)「24」+別表六の九(七)「25」+別表六の十(八)「26」+別表六の十一(九)「27」+別表六の十二(十)「28」+別表六の十三(十一)「29」+別表六の十四(十二)「30」+別表六の十五(十三)「31」)	3			連結欠損金による還付請求税額	18	外
差引法人税額(2)-(3)	4			計(16)+(17)+(18)	19	外
リース特別控除取戻税額(別表六の十一)「30」+別表六の十二(十)「30」+別表六の十三(十一)「31」	5					
土利地盤譲渡金額	6	0 0 0				
同上に対する税額(38)+(39)+(40)	7					
連留課税連絡保留金額(別表三の二「28」)	8	0 0 0				
保結金	9					
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	10	0 0				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11					
控除税額(((10)-(11))と(4)のうち少ない金額)	12					
差引連結所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)	13	0 0				
連結中間申告分の法人税額	14	0 0				
差引確定税額(連結中間申告の場合は法人税額との税額とし、マイナスの場合は、(17)に記入)(13)-(14)	15	0 0				
法人税額の計算連中(1)の金額又は300万円×12相当額のうち少ない金額	30	0 0 0		(30)の24%相当額	34	
親法人の法人場合(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(30)	31	0 0 0		(31)の32%相当額	35	
連結所得金額(30)+(31)	32	0 0 0		法人税額(34)+(35)	36	
連結所得金額(1)	33	0 0 0		法人税額((33)の32%相当額)	37	
土税額の譲渡内渡証	38	0	土税額の譲渡内渡証	土税額の譲渡内渡証	40	0 0
同上(別表三の二「28」)	39	0				
控除税額の計算	41					
外國税額(別表六の二(二)「15」)	42					
計(41)+(42)	43					
控除した金額(12)	44					
控除しきれなかった金額(43)-(44)	45					